

社会福祉法人白金会 役員等報酬及び役員等費用弁償規程

社会福祉法人白金会役員報酬及び役員費用弁償規程を全部を改正する。

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人白金会（以下「当法人」という）定款第9条および第24条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員、評議員選任解任委員、第三者委員（以下「役員等」とする）の報酬及び役員等の費用弁償について定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、理事、監事、評議員、評議員選任解任委員及び第三者委員をいう。

(費用弁償)

第3条 役員等が業務執行のため必要な会議に出席した時は、別表の費用弁償の額により支給する。
2 前項の規定にかかわらず役員等から、費用弁償の受け取り辞退の申し出を受けた場合は、その意を受け、支払わないものとする。

(報酬)

第4条 役員が業務執行のため必要な会議に出席した時は、別表の報酬の額により支給する。
2 理事長の報酬は、月額報酬を支給する。
3 業務執行理事、理事及び監事の報酬は、日額報酬を支給する。
4 前項の規定にかかわらず役員等から、報酬の受け取り辞退の申し出を受けた場合は、その意を受け、支払わないものとする。

(報酬の支給)

第5条 理事長の報酬の支給方法及び支給日は、白金会職員の給与の支給方法及び支給日に準ずる。
2 非常勤役員等に対する報酬は、理事会及び評議員会への出席など、法人・施設運営のための業務にあたった都度、現金で支給する。

(旅費)

第6条 役員等が職務のため出張をしたときは、別に定める旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(適用除外)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等については適用除外とする。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する

(改廃)

第10条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 (費用弁償規程) この規程は、平成26年2月8日施行する。

附則 (役員報酬規程) この規程は、平成28年10月1日より施行する

附則 (全面改正) この規程は、令和3年7月1日から施行する。

別表（第3条、4条関係）

区分	報酬の額	費用弁償の額	備考
理事長	月額200,000円	支給なし	非常勤
業務執行理事	日額10,000円※	支給なし	非常勤
理事	日額10,000円※	支給なし	非常勤
監事	日額10,000円※	支給なし	非常勤
評議員	日額10,000円※	支給なし	非常勤
評議員選任解任委員	支給なし	日額5,000円	非常勤
第三者委員	支給なし	支給なし	非常勤

※源泉税別